

○公民館利用規則(改正)の施行

公民館運営委員会の後, 区政審議会の審議を経て, 6月1日付で施行しました。新しい規則(区民総会で提示した内容と同じ)は公民館に掲示しています。なお, 区民総会で議論された「新城産廃問題連絡会」(新城の環境を考える市民の会主催)については, 審議会審議を踏まえて使用料減免(50%)として代表にお願いしました。

○「産廃問題」について

八名区長会から新城市議会厚生文教委員会・市環境部に情報共有・意見交換等の会を開催するよう要望しました。また, 愛知県資源循環推進課・新城設楽振興事務所, 愛知県下水道課, 企業庁との話し合いを目指して, 県と調整中です。